

# 業務月報

令和6年5月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

## 雇用情勢の動向

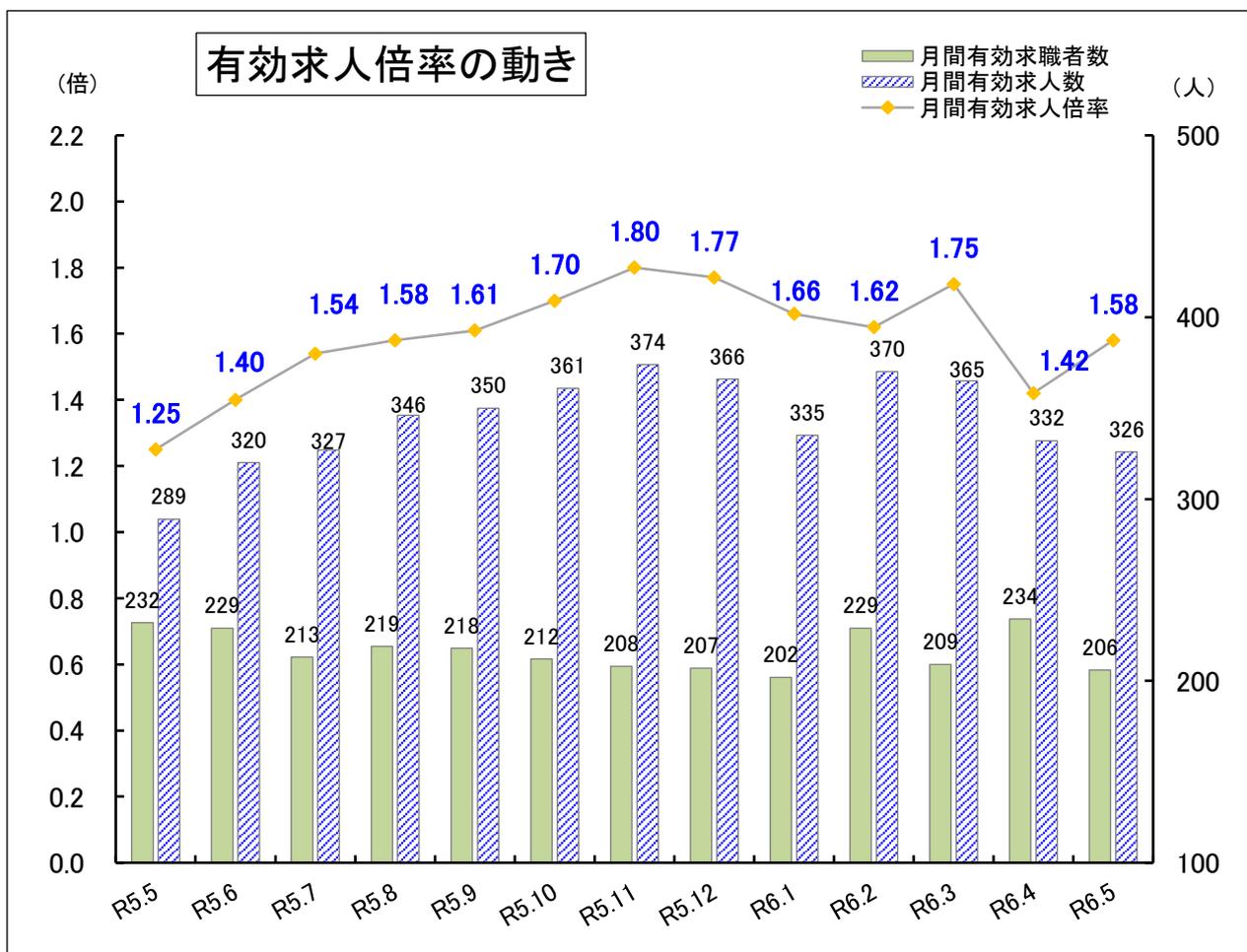
新規求職申込件数(オンライン含)は33人で、前年同月比26.7%(12人)減少しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は206人で、前年同月比11.2%(26人)減少しました。

新規求人数は150人で、前年同月比70.5%(62人)増加しました。

月間有効求人数は326人で、前年同月比12.8%(37人)増加しました。

月間有効求人倍率は1.58倍で、前年同月比0.33ポイント上回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川本
	1.41	1.58

## 職業紹介状況

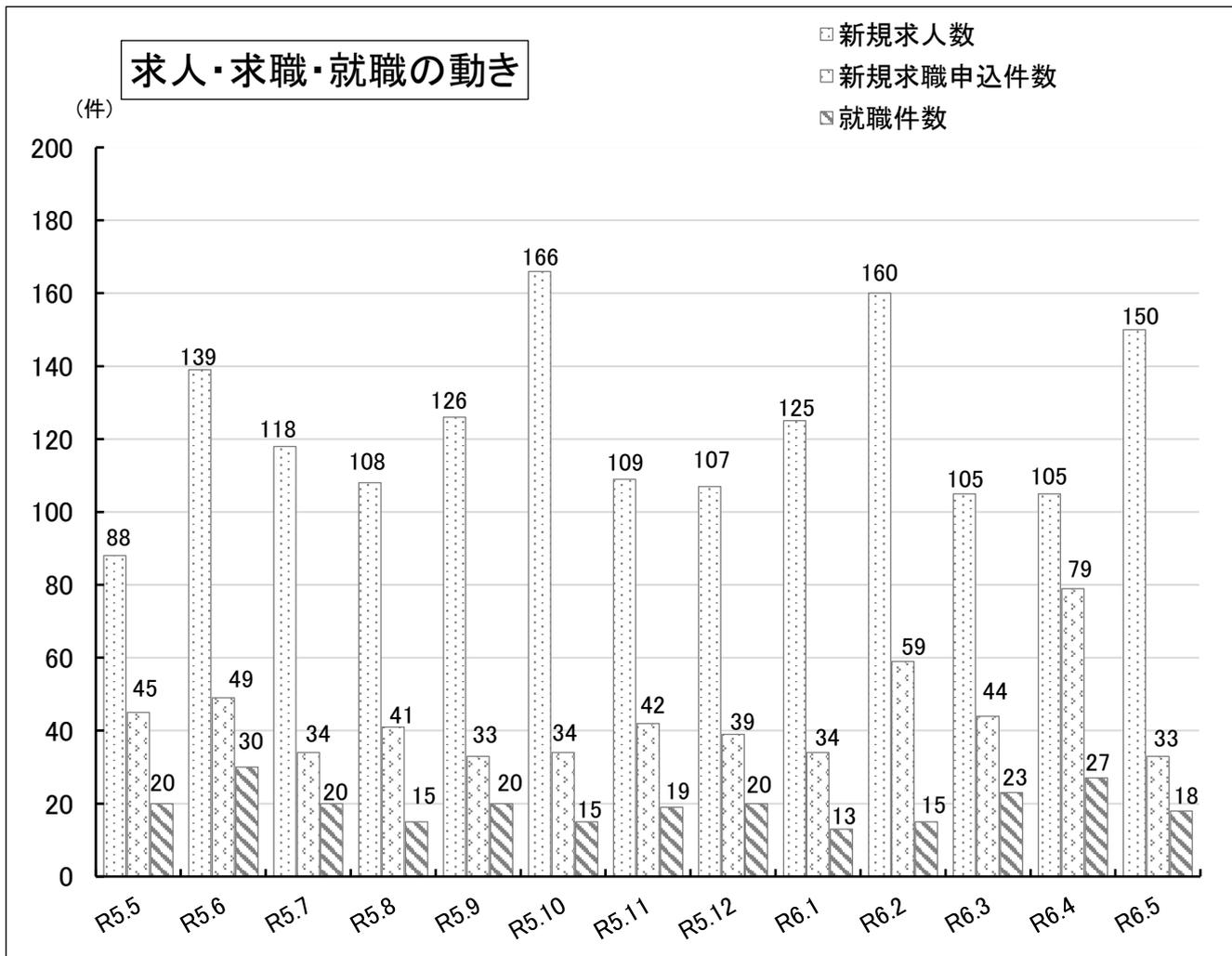
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
① 新規求職申込件数	33	45	▲ 26.7	⑥ 求人倍率	新規	4.55	1.96	2.59
うち 55才以上	16	17	▲ 5.9		月間有効	1.58	1.25	0.33
② 月間有効求職者数	206	232	▲ 11.2	⑦ 紹介件数	27	34	▲ 20.6	
うち 55才以上	88	100	▲ 12.0	うち 55才以上	7	14	▲ 50.0	
うち (保)受給者	76	71	7.0	うち (保)受給者	6	12	▲ 50.0	
③ 新規求人数	150	88	70.5	⑧ 就職件数	18	20	▲ 10.0	
④ 月間有効求人数	326	289	12.8	うち 55才以上	3	5	▲ 40.0	
⑤ 充足数	13	18	▲ 27.8	うち (保)受給者	6	9	▲ 33.3	

## 産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	6	3	100.0	情報通信業	0	1	▲ 100.0
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	1	5	▲ 80.0
建設業	27	21	28.6	卸売・小売業	10	8	25.0
製造業	7	5	40.0	金融・保険業	0	0	
食料品・飲料等	5	2	150.0	不動産業・物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	2	1	100.0	学術研究 専門技術サービス業	2	3	▲ 33.3
木材・家具等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	0	3	▲ 100.0
窯業・土石製品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄鋼・金属製品	0	0		教育, 学習支援事業	0	1	▲ 100.0
一般機械器具	0	0		医療・福祉	87	28	210.7
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	0	2	▲ 100.0
輸送用機械器具	0	2	▲ 100.0	サービス業	2	2	0.0
その他	0	0		公務・その他	8	6	33.3
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合計	150	88	70.5

## 雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
適用事業所数	351	356	▲ 1.4	受給資格決定件数	12	17	▲ 29.4	
新規適用事業所数	1	2	▲ 50.0	初回受給者数	12	16	▲ 25.0	
廃止事業所数	0	1	▲ 100.0	受給者実人員	46	43	7.0	
被保険者数	4,356	4,399	▲ 1.0	支給金額(千円)	5,386	5,095	5.7	
資格取得者数	61	48	27.1	再就職手当	人員	8	6	33.3
資格喪失者数	35	41	▲ 14.6		金額(千円)	3,100	2,438	27.2



### 人員整理の状況

年月 項目	4年度計	5年度計	5年									6年				
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
事業所数	8	10	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	
解雇者数	10	16	6	0	1	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	

**令和7年3月新規高等学校卒業予定者を  
対象とした求人の早期提出を！**

### 事業主の皆様へ

島根県では、若年者の進学、就職による県外への流出が続いており、県内企業の人材確保は喫緊の課題となっています。

事業主の皆様におかれましては、新規学校卒業者が明るい希望を持ち、職業人としてスタートができるよう、適正かつ積極的な採用計画を樹立され、早期に求人を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

また、採用選考に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準により実施していただきますよう併せてお願いいたします。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

## 令和6年4月から人材開発支援助成金(人への投資促進コース) 長期教育訓練休暇制度・自発的職業能力開発訓練を拡充します

### 「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、人への投資促進コースの長期教育訓練休暇制度及び自発的職業能力開発訓練の改正概要及び新しい制度の適用日についてご紹介しています。

#### 長期教育訓練休暇制度

30日以上長期教育訓練休暇を労働者に付与する事業主への助成

##### 賃金助成の拡充

労働者が柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の休暇を対象とするとともに、中小企業の賃金助成について、次の表のとおり拡充します。

	現行		令和6年4月～	
	賃金助成	上限日数	賃金助成	上限時間数
中小企業	6,000円/日	150日	960円/時※1	1,600時間※2
大企業			760円/時	1,200時間

※1 1日8時間換算で7,680円/日・人に拡充 ※2 1日8時間換算で200日/人に拡充

##### 適用日

制度導入後、1人目の休暇取得開始日が、改正後の支給要領の適用期日(令和6年4月1日)以降である場合は、改正後の支給要領の要件や助成額が適用されます。

例① 令和6年2月1日に計画を提出し、同年3月1日に制度導入、1人目の休暇取得者が同年4月1日から休暇を取得する場合は改正「後」の支給要領の要件や助成額が適用されます。

例② 令和6年2月1日に計画を提出し、同年3月1日に制度導入、1人目の休暇取得者が同年3月10日から休暇を取得する場合は改正「前」の支給要領の要件や助成額が適用されます。

#### 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講する訓練の経費を負担する事業主への助成

##### 最低訓練時間数の緩和

訓練時間数について、これまで「1コースあたりの実訓練時間数が20時間以上であること」としていましたが、「1コースあたりの実訓練時間数が10時間以上であること」に緩和します。

##### 対象訓練の拡充

対象となる訓練の内容について、「職務に関連した訓練以外」も助成対象とします。

##### 適用日

訓練開始日が、改正後の支給要領の適用期日(令和6年4月1日)以降である場合は、改正後の支給要領の要件が適用されます。

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク



LL0600401開企03